

群馬県河川整備計画審査会設置要領

(名称)

第1条 本会は、「群馬県河川整備計画審査会」（以下「審査会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本審査会は、河川管理者である群馬県知事（以下「知事」という。）が河川整備計画の案を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するものである。

(組織)

第3条 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、審査会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 会長は、審査会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、群馬県県土整備部河川課長が召集するものとする。

- 2 委員の代理出席は認めない。
- 3 会長は、必要と認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求め意見及び、説明を聞くことができる。

(公開)

第7条 審査会は原則公開とする。ただし、会議の審議内容によっては、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、群馬県県土整備部河川課に置く。

2 事務局は、審査会運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第5条3項に基づく会長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項については、会長が審査会に諮って定めるものとする。

附則

この要領は、平成12年11月24日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月28日から施行する。